

令和3年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について

1 補助対象者

- (1) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を営業者（タクシー事業者）
- (2) 上記(1)とリース契約等を締結したリース事業者

2 補助条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 実績報告時に、補助車両使用事業者（補助車両を使用するタクシー事業者）が保有しているUDタクシー1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等を2名配置できること。ただし、この要件によって必要とされる乗務員が、勤務する全ての乗務員数を超える場合は、全ての乗務員がユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員であること。

※ 令和4年度以降の申請については「実績報告時」から「交付申請時」に変更予定。

- (2) 上記(1)でUDタクシーに配置された全乗務員が、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において2回以上受講すること。
- (3) 申請者及び補助車両使用事業者（申請者がリース事業者である場合のみ）において、市税を滞納していないこと。
- (4) 申請者及び補助車両使用事業者（申請者がリース事業者である場合のみ）において、暴力団等でないこと。
- (5) リース事業者が申請者となる場合は、貸与先のタクシー事業者が支払うリース料金を、少なくとも本補助金及び本補助事業に対して交付される他の補助金等を通常のリース料金から減額して設定すること。

3 補助対象車両

以下の要件をすべて満たす車両。ただし、中古のものを除く。

- (1) 令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで納車の車両
- (2) ハイブリッド自動車、その他市長が認める環境性能を有した車両であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付国自旅第326号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両
- (4) 札幌市の他の補助金の交付を受けていない車両

4 補助額

1台当たり30万円（補助予定総台数105台）

5 補助金交付対象車両の決定方法

以下のとおり、札幌市から補助金を交付します。補助予定台数は、105台であり、札幌市の予算の範囲内で交付します。このため、申請台数が補助予定台数を超える場合は、申請の一部について補助金が交付されない場合があります。

本市補助対象車両が予算で見込む105台を上回った場合は、申請者に1台ずつ配分します。次に申請者の申請車両数で按分（端数が出た場合は、低導入申請者（注）を優先）し、補助対象車両を決定します。

なお、上記の車両の配分及び按分について、タクシー事業者及び当該タクシー事業者とリース契約を締結済又は締結予定のリース事業者からそれぞれ申請があった場合は、同一の申請者とみなします。

注 申請受付開始日時時点のUDタクシー導入割合（申請者がリース事業者である場合は、借主となるタクシー事業者の導入割合）が低い申請者

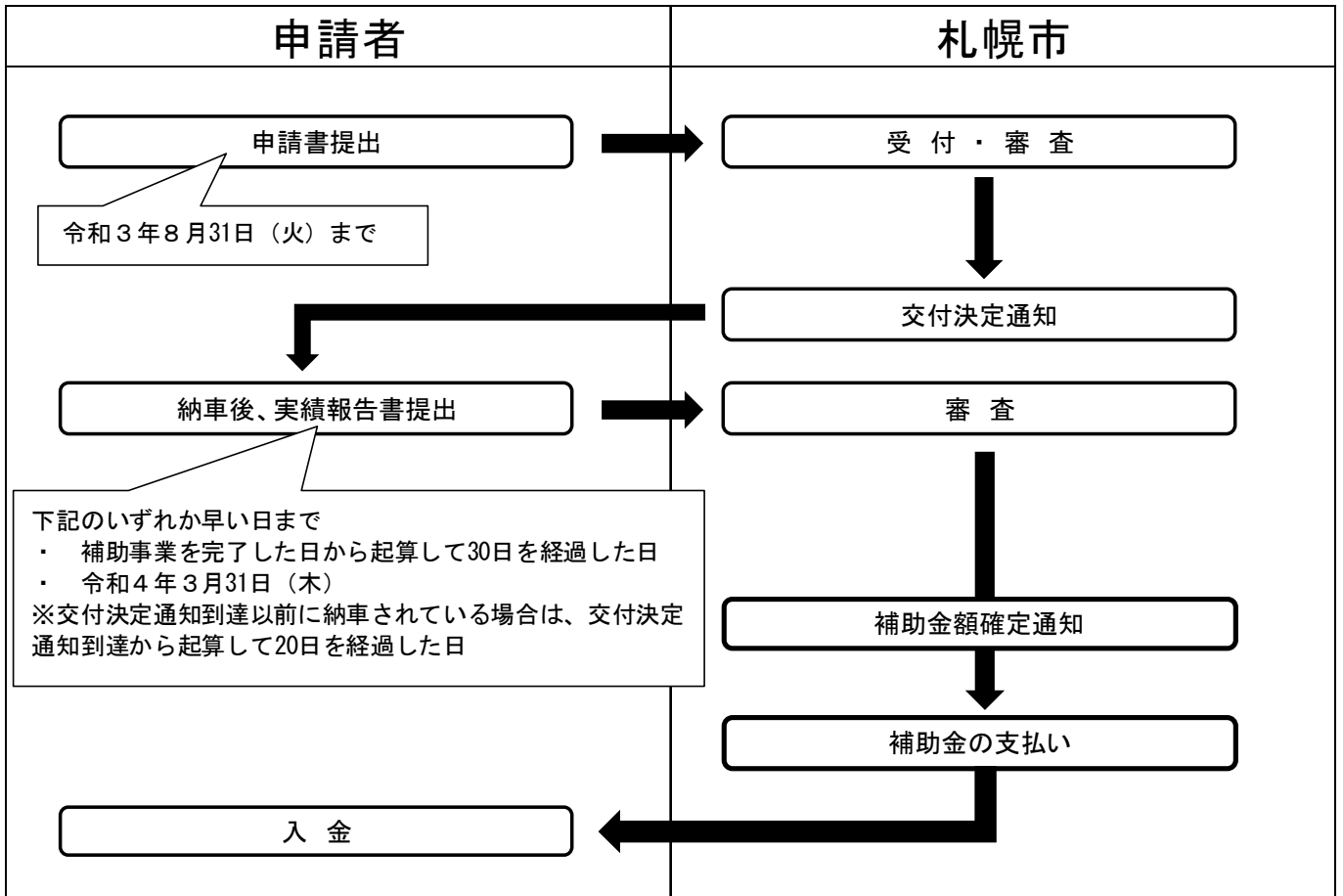
6 申請手続

- (1) 申請期間
令和3年（2021年）7月21日（水）から同年8月31日（火）まで。

(2) 必要書類

- ア 申請書本書（様式1）
- イ 補助対象車両（様式1別紙）
- ウ 添付書類（別表のとおり）

7 申請から補助金交付までの流れ



8 備考

(1) 交付申請について

災害による納車遅れなど真にやむを得ない場合を除き、交付決定通知を受けたタクシー事業者が、当該通知を受けてから90日以降に事業縮小（決定額からの減額）に伴う要綱第11条に規定する事業変更承認申請を行う場合又は要綱第12条に規定する補助事業中止承認申請を行う場合は、次回以降の配分順位を劣後させるものとします。

(2) リース契約等について

交付決定後のリース契約締結等によるUDタクシーの導入方法の変更は可能です。その場合、申請者が変更となるため、要綱第11条に規定する事業変更承認申請及び変更後の内容に基づく要綱第8条に規定する交付申請を行います。

9 申請書提出先及びお問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 鳴海、大木
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階）
TEL：011-211-2492 FAX：011-218-5114
e-mail: sogokotsu-chosei@city.sapporo.jp

別表 1 申請書（本書）添付書類一覧

書 類		写し 可否
1	補助対象車両(様式 1 別紙)	×
2	一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書	○
3	ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧	○
4	上記 3 に記載した全乗務員の研修の修了又は資格を証する書類	○
5	上記 3 に記載した全ての乗務員の事業者と雇用関係にあることを証する書類(社員証等) ※ただし、上記 4 において、ユニバーサルドライバー研修修了証を提出した場合で、修了証に申請者(リース事業者が申請者の場合にあつては補助車両使用事業者)と同一の事業者名の記載がある場合は提出不要	○
6	【法 人】 ○商業・法人登記事項証明書 【個人事業主】 ○住民票(マイナンバーの記載のないもの) ○前年度の確定申告書 ※ 登記事項証明書又は住民票は、申請受付開始日以降に発行された最新のもの	○
7	市民税納税証明書(指名願) ※ 申請受付開始日以降に発行された最新のもの	×
8	見積書又は注文書等(本体価格及び値引き額等の費用が明記されているもの)	○
9	購入車両の自動車検査証(納車済である場合)	○
10	その他市長が必要と認める書類	—

注 1 : 複数車両を申請する場合

上記 1、8 及び 9 は車両ごと、上記 2～7 は 1 部のみ書類を提出すること。

注 2 : リース事業者による申請の場合

リース事業者が用意する書類 : 上記 1、6～9

補助車両使用事業者が用意する書類 : 上記 2～7